

2026 年度新歓期 KIC サークルブース企画 募集冊子

この募集冊子は、KIC サークルブース企画の募集冊子です。
OIC・BKC サークルブース企画に出展したい場合は、
OIC・BKC サークルブース企画の募集冊子をご覧ください。

実施日時

2025年4月3日(金)、4月4日(土)
11:30~17:00

メールアドレス

info@r-circle.net

発行元

立命館大学学友会中央事務局特別事業部

<目次>

<u>実施概要</u>	1
<u>出展までの流れ</u>	2~8
①WEB 申請	
②抽選	
③誓約書提出	
④ガイダンス	
⑤ビラ・出展者名簿提出	
<u>出展当日の流れ</u>	9~15
①出展場所の確認	
②備品貸出	
③サークルブース企画の開始	
④備品返却	
⑤アンケート	
⑥雨天時・強風時の対応	
<u>出展場所マップ</u>	16
<u>カレンダー</u>	17
<u>個人情報に関する規約</u>	18~19
<u>企業協賛ガイドライン</u>	20~23
<u>チェックリスト</u>	24

<実施概要>

サークルブースとは、2.5m×2.5mのスペースに長机1台、パイプ椅子4脚(団体用2脚、新入生用2脚)を使用し、新入生の勧誘を行うことのできる企画です。今年度は、一般ブース、静音ブース、音出し可能ブースを設置します。

(詳細 P3,4)

○募集团体数

180 団体 ※1 日 90 団体ごと

(一般ブース 100 団体、静音ブース 60 団体、音出し可能ブース 20 団体)

○実施日時

・4月3日(金)、4日(土) 11:30～17:00

○企画実施可能団体(下記の要件の全てを満たす必要があります)

- 2026 年度学友会所属団体・学部プロジェクト団体・その他大学が公認した団体のいずれかに該当すること。
- 立命館大学学部生であるブース責任者・副責任者をそれぞれ1名ずつ選出できる団体であること。
- 当日運営に携わる人数は 2～15 人であること。

※1 団体につき 1 日のみの出展となります。

※出展日は出展場所と共に立命館大学学友会中央事務局特別事業部(以下、特別事業部)が抽選します。

※当日、ブース責任者・副責任者両名は必ず参加してください。代理人は認めません。

※ブース責任者・副責任者の兼任は認めません。また、OIC・BKCサークルブース企画を含む複数のブースの責任者・副責任者との兼任も認めません。

※ステージ企画、団体企画とブース責任者・副責任者との兼任は認めません。

※規定人数(2～15人)は実施時間中、勧誘を行う人の交代を考慮に入れた人数であり、同時間帯に勧誘できる人数はブース区画内で5名、ビラ配りで2名の計7名までです。

< 出展までの流れ >

① WEB 申請

受付期間：2月24日(火)12:00～3月3日(火)12:00

この募集冊子をよく読んだ後、学友会 HP の「2026年度ウェルカムフェスティバル KIC サークルブース企画について」に掲載されている WEB 申請フォーム にアクセスして必要事項を入力して下さい。なお、1団体につき1枠しか応募はできません。

※他キャンパスのサークルブース企画に応募することも可能です。その際は、他キャンパスの申請フォームから申請してください。

※WEB申請で入力されたブース責任者宛に応募受付確認メールを自動返信します。確認メールが送られてこない場合は受付が完了していないので、改めて申請をお願いします。

【必要事項】

- ・ 団体名(正式名称に「立命館大学」がある団体は入れ忘れないようにしてください。)
- ・ ブース責任者、副責任者氏名(各1名)
- ・ 出展予定人数
- ・ 学生証番号(責任者、副責任者)
- ・ 電話番号(責任者、副責任者)
- ・ メールアドレス(責任者、副責任者)

(学内メールアドレス、個人メールアドレスどちらでも可)

※確実に連絡がつくものを正確に入力してください。間違いが多く見られます。

※迷惑メールの設定をしている場合、各自で解除して下さい。

※アドレスの入力ミスや迷惑メール設定が原因で特別事業部からのメールが届かなかった場合でも、特別事業部は一切責任を負いません。ご了承下さい。

・ 活動内容

EX.児童養護施設のボランティア、など 20文字以内で具体的に記入してください。

・ ブース形態の希望(第2希望まで)

※音出し可能ブースについては、第1希望のみにしか選択出来ません。

※音出し可能ブースを希望する団体については内容・理由の記載が必要です。

・ 企業協賛希望の有無

※希望する団体には内容・理由の記載が必要です。

・ 日程(4/3・4/4)の中で出展不可な日の有無

・ 落選の場合、ビラ配りのみを行うかどうか

・ 責任者の兼任について該当していないか

・ 人数の規定を満たしているかどうか

《ブース形態について》

今年度は一般ブース、静音ブース、音出し可能ブースの3つの形態で実施します。

※サークルブース企画は、新入生と直接話すことを通じて、勧誘活動をすることを前提としています。そのため、音出しとは日常生活と同様の音量の声やPCなどの音声ではなく、演奏や歌唱などによる音量を指します。

※今年度も構内の電力は使用できません。あらかじめご了承ください。

A, 一般ブース 募集团体数 100 団体

日常会話、タブレット端末やPCで普段の活動を紹介する際の音量については問題なく勧誘活動を行うことは可能です。電力使用や歌や楽器などでの音出しは出来ません。(各自で用意した充電式の機器は使用可能、ただし発電機器の使用は不可とします。)

【出展場所】 構内各所 (P.15 出展場所マップ参照)

B, **静音ブース** 募集団体数 60 団体

勧誘活動は日常会話程度の音量であれば問題なく行うことができます。

しかし、住宅地に近いため、PCなどの機器を用いて音を流しながらの勧誘活動を禁止しています。また、電力の使用も出来ません。(各自で用意した充電式の機器は使用可能、ただし発電機器の使用は不可とします。)

※PCなどの機器を用いて、音を流しながら団体の活動の紹介をしたい場合や、音量などを過度に気にしたくない場合はA,一般ブースへの応募を推奨します。

※PCなどで映像を見せる場合、ヘッドホンを着用させる等、無音にしてください。

※当日は、特別事業部員がパトロールを行います。近隣の住民の方に迷惑となるような日常会話以上の過度な音量が認められた場合には、注意および減点の措置を取らせていただく場合があります。

【出展場所】 バスロータリーから以学館への通路

(P.15 出展場所マップ参照)

C, **音出し可能ブース** 募集団体数 20 団体

サークル紹介において、音出し（歌唱や楽器演奏など）を行うことで新入生に活動の魅力を伝えたい団体のためのブースです。

音出しブースは4/3 12:00~12:30、4/4 12:15~13:30の間、音出しが可能です。電力使用はできません。(各自で用意した充電式の機器は使用可能、ただし発電機器の使用は不可とします。)

※WEB申請時に音出しブースを使用する内容、理由を明確に記載してください。

その内容で特別事業部が音出し可能ブースに適しているか審査させていただきます。

※歌唱や楽器の演奏などのパフォーマンスで音を出すことで自団体の魅力を伝えるための手段です。隣のブースの会話を妨げる程度の音量、近隣まで響く音量を出した場合は減点の可能性があります。

※音出し可能ブースでの音出し可能時間は変更させていただく場合があります。また、音出し可能時間外は、A,一般ブースと同様の勧誘活動を行うことができます。

【出展場所】 東側広場南側通路 (P.15 出展場所マップ参照)

②抽選

抽選結果発表日時：3月6日(金)12:00

(出展辞退などのご連絡はお早めをお願いします。)

特別事業部で出展可能な団体であるかを確認させて頂いた後、出展団体・出展日・出展場所(応募数が募集数に満たなかった場合は、出展日・出展場所のみ)の抽選を行います。先に音出し可能ブースの選考・抽選、静音ブースの抽選を行い、抽選後に音出し可能ブースの区画で余った区画を一般ブースに含め、一般ブースの抽選を行います。第一希望の形態で決まらなかった団体のうち、第二希望の形態に余力がある場合、そちらの形態での抽選を行います。

※日程のうちどちらかしか出展できない旨を申請していただいた団体に関しても、まとめて抽選を行います。出展できない日程に当選された場合は落選とし、キャンセル待ちの団体が繰り上げ当選とします。

応募数が募集数を超えていた場合、落選となった団体は、日程のうち1日のみでビラ配りのみ実施可能とさせていただきます。WEB申請にて落選時のビラ配りを希望された団体には、落選の場合でもメールを送信しますので返信ならびに公式LINEの追加をお願いします。

〈落選時のビラ配りのみの流れ〉

- ① 抽選結果のメールから公式 LINE 追加、団体名と氏名送信
- ② ビラを規定日時までに提出(P8. ビラ 参照)
- ③ 当日、備品貸出にてビラ配り許可証を受けとる
- ④ 備品返却にてビラ配り許可証を返却

※抽選は全て特別事業部が行います。公平性のため録画して行っています。希望される団体はガイダンス開催日までに限り抽選時の映像を公開しますのでご連絡ください。

抽選結果は上記の日時に、ブース責任者・副責任者にメールにてお知らせします。必ずご確認ください。原則、サークルブース受付後のキャンセルは認めません。

【重要】 < 抽選結果発表後の連絡手段について >

今年度より、当選後から出展までの書類の提出、出展に関する連絡、質問対応などのすべての連絡手段を公式 LINEにて行います。

追加用 QR コードは当選時に責任者にメールにて送信させていただきます。

責任者の方 1 名のみが追加するようお願いいたします。

追加後、必ず団体名と氏名を送信してください。

③ 誓約書提出

提出締め切り：3月9日(日) 17:00

誓約書は出展可能団体のみ公式 LINE にてお送りします。必要事項を記入した後、提出してください。提出する際は公式 LINE にて、PDF 形式で送信してください。提出がない場合、出展することができません。

④ガイダンス

実施日時：3月12日(木)、3月13日(金)

10:00~11:00、11:30~12:30、14:00~15:00 の三部制

実施場所：オープンファクトリー（学生会館2階）

持ち物：学生証

ガイダンスでは、サークルブース出展に関する注意事項や連絡を行います。2日間のうち1回に原則ブース責任者が出席してください。ただし、やむを得ず出席できない場合に限り、副責任者が代理で出席することを認めます。

【注意事項】

- ・両名とも出席できない場合、後日個別対応を行います。
遅刻の連絡があった場合は、ガイダンス終了後に個別対応を行います。
※上記の場合、3月10日(火)の17:00までに公式LINEで特別事業部に連絡をしてください。
- ・ガイダンスを無断欠席または無断遅刻をした場合、
やむを得ない理由を除いて、持ち点から2点減点します。

⑤出展者名簿提出(全団体)・ビラ(希望団体)

提出締め切り：3月20日(金)17:00

○出展者名簿

出展者名簿は出展可能団体のみ公式LINEにてお送りします。必要事項を記入した後、提出してください。提出する際は公式LINEにて、PDF形式で送信してください。
提出がない場合、出展することができません。

○ビラ

- ・ 出展当日にビラ配りを希望する団体は、事前に配るビラを提出することが必要です。
- ・ 配布可能なビラは A4 サイズ・各団体 1 種類・表裏合わせて 2 面までとします。
- ・ 勧誘に用いるビラは、LINE にて、PDF 形式で提出してください。
- ・ ビラを預かった後、特別事業部で以下の掲載禁止項目に違反していないかチェックを行います。違反していた場合、修正して再度提出をお願いします。ウェルカムフェスティバル当日は、違反の無いビラのみを配布することができます。

▽掲載禁止項目

- ・ 差別的表現、公序良俗に反する表現
- ・ 宗教的・政治的に過度な主張を含む内容
- ・ その他、立命館大学学友会新歓実行委員会及び特別事業部が不適切だと判断する内容
- ・ また、『2026 年度立命館大学学友会勧誘規制規則』に基づき、不適切と判断される内容
- ・ 学内アドレス及び団体名義の連絡先以外のメールアドレスその他連絡先
(例：個人の電話番号、個人の SNS アカウント)
- ・ 企業協賛ガイドラインを逸脱する内容

< 出展当日の流れ >

① 出展場所の確認

出展場所に行き、事前にお知らせしたブース番号と地面にマークされた番号を照らし合わせて確認して下さい。

② 備品貸出

人 数 : 4~5 人

※団体の参加者が2~3人のみの場合、2~3人での貸出を認めます。

持 ち 物 : ブース責任者の学生証(ブース副責任者の学生証でも可)、
出展者名簿(事前に提出したものから変更がある場合)

※学生証がないと備品を貸出することはできないため出展できません。

学生証は貸出から返却までの間、特別事業部がお預かりしますのであらかじめご了承ください。

貸出場所 : 以学館西倉庫

貸出時間 : 10:00~11:30

貸出備品 : 長机 1 台・パイプ椅子 4 脚・スタッフパス(最大 5 個)・ビラ配
り許可証(最大 2 個)・出展許可証

※各備品にマーキングがされていますので、剥がさないようにして下さい。

出展許可証は長机の正面(新入生側)から見て右端に養生テープで貼付して
ください。

配布備品 : 養生テープ一切れ(出展許可証貼り付け用)

減点項目一覧表

※一切れ以上の養生テープ、その他の備品の貸出及び配布は行いません。

あらかじめ必要な備品は準備するようにしてください。

③サークルブース企画の開始

サークルブースは 11:30 に一斉開始です。開始時間前の活動や、企画実施中に違反行為をした場合は減点、または出展取消措置を取る場合があります。

○禁止事項

サークルブース企画を安全に行うために、禁止事項を設けています。

全出展団体の持ち点を5点とし、違反行為を行うごとに持ち点から減点する減点方式を採用しています。初回は注意のみですが、2回目以降からは減点を行います。即時出展取消項目を行った場合は、初回で即時出展を取り消しします。

持ち点が0になった時点でそれ以降の出展を取り消しします。

出展取消となった場合、次年度の KIC サークルブース企画への出展権利を剥奪します。

なお、点数は3月6日(金)12:00~4月4日(土)17:30まで継続します。

以下に記載する行為を違反行為とします。

◎マイナス2点事項

- ・ ガイダンス、個別対応の無断欠席または遅刻
- ・ 提出物の遅延
- ・ 備品貸出、返却の無断遅刻
- ・ ガイダンスでの私語などの悪質な態度
- ・ 備品の不適切な使用
- ・ 決められたブース以外での出展行為
- ・ 備品や持ち込んだ物がブースの規定範囲を著しくはみ出すこと
- ・ 出展許可証を掲示していない状態での出展
- ・ 出展時間外の勧誘活動
- ・ 事前に提出したビラの変更及び事前に許可を得ていないビラの配布
- ・ 大声での勧誘（常識の範囲を逸脱したレベル）
- ・ ブース付近での食事（蓋つき飲料は可）

- ・ビラ配り以外での練り歩き
(配り終わった団体はビラ配り許可証を外してください)
- ・スタッフパス未着用での勧誘(出展者名簿に記載のある者に限る)
- ・ビラ配り許可証未着用でのビラ配り(出展者名簿に記載のある者に限る)
- ・ブース責任者・副責任者の両方がブース区画内から離れる
- ・着ぐるみやマスク、フェイスペイントなど顔が分からなくなる行為
- ・上記以外で特別事業部員、新歓実行委員会が不適切であると判断した場合

◎ マイナス 3 点事項

- ・風紀を乱す行為
- ・勧誘規制の違反
- ・他団体の勧誘の妨げとなる行為
- ・ブースを無人のまま放置すること
- ・参加者に対する強引な勧誘
- ・参加者に対する飲食物の配布
- ・特別事業部が許可していない物品の配布
- ・特別事業部が不適切と判断した物品の持ち込み
- ・サークルブース企画終了時間の 30 分後までに備品未返却
- ・音出し可能時間外、音出し可能ブース以外での音出し
- ・構内の電源、電力の使用
- ・申請していない企業協賛の実施
- ・上記以外で特別事業部員、新歓実行委員会が不適切であると判断した場合

◎即時出展取消とする違反行為

- ・ 飲酒
- ・ 大学が指定する範囲外での喫煙
- ・ 火気などの危険物を取り扱った場合
- ・ 思想の強要、布教活動
- ・ 商業行為
- ・ 反社会的行為
- ・ 近隣住民に迷惑がかかる行為
- ・ 出展者名簿に記載されていない者の勧誘活動
- ・ 上記以外で特別事業部員が不適切であると判断した場合

※サークルブース企画実施中に発生した貴重品の盗難などに関しましては、特別事業部及び新歓実行委員会は一切責任を負いません。

※備品の放置を発見した場合はブースの責任者に連絡させていただきます。

※出展中にトラブルが発生するなど、分からないことがあれば近くの特別事業部員までお知らせ下さい。

○人数制限について

ブース区画内での人の密集を防ぐことや動線確保のため、同時に勧誘できる人数に制限を設けています。また、それぞれの勧誘を行う者は、出展者の印を着用する必要があります。

	一度に勧誘できる人数	出展者の印
ブース区画内での勧誘	5人（責任者・副責任者のどちらかはいないようにしてください。）	スタッフパス
ビラ配り	2人	ビラ配り許可証

※スタッフパスは各団体最大5個、練り歩き許可証は各団体最大2個を備品貸出にて貸し出しますので、シフト交代時には、そちらも付け替えていただくようお願いいたします。

※スタッフパス、ビラ配り許可証ともに出展番号を記載します。

〈スタッフパスについて〉

- ・ブース責任者は黄色、その他の出展者は緑色のスタッフパスを身につけるようにしてください。また、ブース責任者用のスタッフパスは、ブース責任者が不在の時間帯があればブース副責任者が着用するようお願いいたします。
- ・出展者名簿に記載されていない者の勧誘活動を防ぐために、特別事業部サークルブース企画担当者がランダムに声をかけ、出展者名簿を基に本人確認を行います。
- ・出展者名簿に記載がない者が勧誘活動をしていた場合、即時出展取消かつ次年度のサークルブース企画への出展の権利を剥奪します。

〈ビラ配布について〉

- ・ビラ配布許可証を着用した者のみビラ配りをすることを認めます。
- ・ビラ配り以外で構内を練り歩いて勧誘することは認めません。
- ・ビラを配り終えた後はビラ配り許可証を外しておくようお願いいたします。

※ウェルカムフェスティバル当日に配布するビラは、各団体でご用意ください。

※西側広場で行われるステージ企画の出入り口付近、屋内、建物の出入り口付近、各門付近でのビラ配布は認めません(通行の迷惑にならないよう心がけて下さい)。

※提出したビラの変更はできません。

④備品返却

人 数 : 4~5 人

※団体の参加者が2~3人のみの場合、例外的に2~3人での返却を認めます。

返却場所：以学館西倉庫

返却時間：13:30~17:30

返却備品：長机 1 台・パイプ椅子 4 脚・スタッフパス(最大 5 個)・ビラ配り
許可証(最大 2 個)・出展許可証

- ・ 出展終了時間は 17:00 です。17:00 を過ぎたら必ず撤収準備を始めて下さい。
- ・ 備品の返却は 13:30 から行うことができるため、
早めに備品返却を行うことが可能です。
- ※全団体が 17:30 間際に撤収を始めると、備品を返却する際にかなり混雑します。混雑を防ぐためにも各自早めの撤収をして下さい。

⑤アンケート

サークルブースに出展された団体を対象に、この企画に関するアンケートを実施します(必ず回答して下さい)。回収したアンケートは、次年度以降の資料として活用させていただきます。アンケートは公式 LINE で、ブース責任者のみに送信させていただきますので、4月6日(月)までに特別事業部に提出して下さい。各団体につき1度の回答をお願いします。

ご協力よろしく申し上げます。

⑥雨天時・強風時の対応

- (1)前日までに、天候等の理由でサークルブースの出展が困難であると判断し中止とする場合は、責任者宛に公式 LINE にてお知らせいたします。
- (2)当日、天候等の理由によるブースの出展は各団体の判断にお任せします。備品貸出については、時間外でも対応しますが、11:30~13:30の備品貸出・返却は昼休み時間と

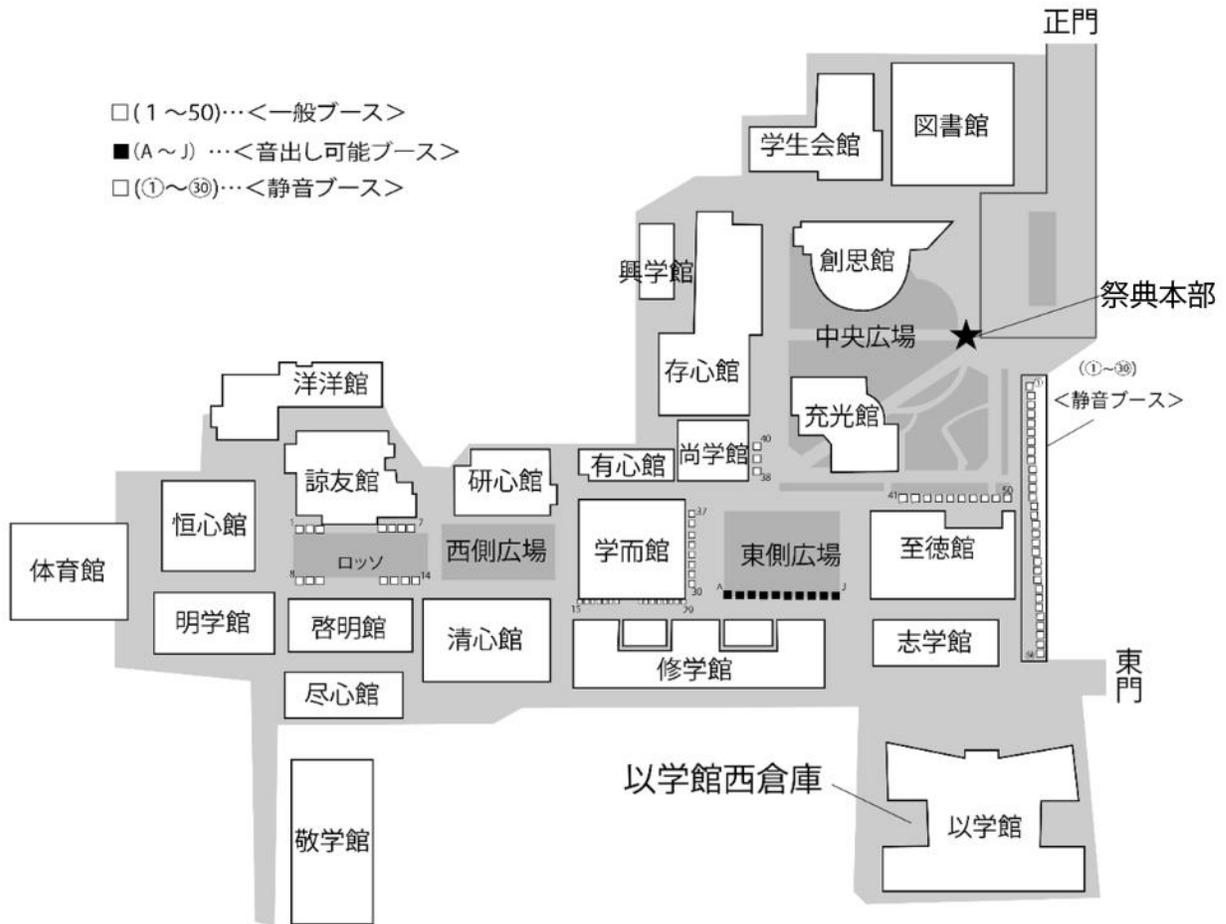
被るため原則認めません。出展を中止される場合や時間外の備品貸出を希望する場合は、予め特別事業部まで連絡していただくようお願いいたします。

- (3)当日、天候等の理由でブースの出展が困難であると特別事業部、新歓実行委員会が判断した場合、全団体の出展を中止とします。中止となった場合、各団体で備品返却をお願いいたします。その際に限り、昼休み時間の備品返却は 13:00 から行うことを認めます。また、責任者宛に公式 LINE にてお知らせいたします。

※雨天時に出展する団体は、備品を拭くための雑巾やタオルなどを持参してください。



< 出展場所マップ >



※出展場所は目安です。

<カレンダー>

2026 年度新歓期サークルブースの流れ

月	火	水	木	金	土	日
2/23	2/24 Web 申請 12:00~ (~3/3)	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1
2	3 Web 申請 ~12:00	4	5	6 抽選結果送信 12:00	7	8
9 誓約書 提出締切 17:00	10	11	12 ガイダンス 10:00~11:00 11:30~12:30 14:00~15:00	13 ガイダンス 10:00~11:00 11:30~12:30 14:00~15:00	14	15
16	17	18	19	20 ビラ、参加者 名簿提出締切 17:00	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	4/1	2	3 ブース出展 11:30~17:00	4 ブース出展 11:30~ 17:00	5

6 アンケート 回答締切						
--------------------	--	--	--	--	--	--

立命館大学学友会個人情報の取り扱いに関する規程

第1章 はじめに

1. 目的

本規定は、立命館大学学友会会則（以下、会則）第41条に基づき、立命館大学学友会（以下、本会）における個人情報の取扱い及び保護に関する事項を定め、もって本会の業務の安全かつ円滑な遂行を目的とする。

2. 個人情報

本規定において、個人情報とは、個人を識別できる情報（氏名・学生証番号・メールアドレス・住所・電話番号等）をいう。

3. 適用対象

本規程は、会則第9条に列挙される団体並びに中央常任委員会（会則第18条）、中央事務局（会則第18条の2）及び学園振興委員会（会則第18条の3）を適用対象とする。新歓実行委員会、学園祭実行委員会その他中央委員会の委任を受けて特定の業務を遂行する団体による個人情報の取扱いは、当該団体において別途個人情報の取扱いに関する規定を定めない場合はこの規程による。

4. 個人情報管理者

個人情報管理者は個人情報の収集を行う団体の代表者とする。ただし、その責任において団体の構成員にその職務を委嘱することを妨げない。

第2章 責務

1. 個人情報の収集を行う団体の責務

個人情報の収集を行う団体は、個人情報を取り扱うにあたり、本規程を遵守しなければならない。

2. 個人情報管理者の責務

個人情報管理者は団体における個人情報の取扱いにあたり、当該団体がこの規程を遵守するよう適切な手段を講じなければならない。

第3章 安全管理

1. 個人情報の管理

個人情報管理者は、団体が収集し管理する個人情報を、他者（当該団体の構成員のうち権限のない者を含む。以下同じ）が閲覧することがないように厳重に管理しなければならない。

2. 個人情報の破棄

収集した個人情報は、その目的を達したとき速やかに破棄しなければならない。

第4章 個人情報の利用制限

1. 利用目的の提示

個人情報の収集を行う団体は、個人情報の提供を行う個人または団体に対してその目的を提示しなければならない。

2. 利用制限

収集した個人情報は、個人又は提供を行った団体の同意がある場合を除き、個人情報の提供の目的たる業務及びその他正当な目的のほかに利用してはならない。

第5章 第三者提供

1. 第三者提供の禁止

収集した個人情報は次に掲げる場合を除き、いかなる第三者にも提供してはならない。

- ①個人又は提供を行った団体から承諾を得た場合
- ②法令に基づく場合
- ③人の生命等の保護のために必要があって、当該団体又は個人から承諾を得ることが困難である場合
- ④国の機関及び地方公共団体等の事務遂行に協力する必要がある場合
- ⑤学校法人立命館の事務遂行に協力する必要がある場合

第6章 罰則

1. 罰則

本規程の禁止事項に抵触した場合には会則第43条に基づき処罰を行う。

第7章 改廃

1. 規程の改廃

本規程の改廃は、代議員会の議決を経て、中央委員会を構成する議決権保持者の3分の

2以上が出席した中央委員会において、3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

本規定は、2006年2月3日から施行し、2006年2月3日から適用する。

2019年11月8日 一部改正

2026年1月31日 一部改正

以上

<企業協賛ガイドライン>

◎企業協賛とは

企業協賛とは、課外自主活動において学外の団体や企業から何らかの協力を仰ぐ行為のことを指します。例年、企業協賛を希望する団体の多くが、ビラやパンフレットでの広告掲載などを利用することによって、スポンサー料や協賛品などを獲得しています。

課外活動における学生の主体性の確保、新入生の混乱の防止といった観点から、特別事業部による許可制を取らせていただきます。ご了承下さい。

※協賛する企業との間に生じた問題について、特別事業部は一切責任を負いません。

※ここでいう企業とは営利法人、非営利法人などすべての外部団体を指します。(ただし、立命館大学に所属する有志団体若しくは立命館大学の学部生で構成された有志団体は除く)

※協賛の目的が宗教的・政治的であると判断した企業に関しては不適切であるとし、活動を認めないこととします。

◎企業協賛の流れ

- ①下記の「企業協賛における禁止事項」をよく読んで確認する。
- ②受付時に企業協賛をする理由を添えて申請する。
- ③メールにて、PDF形式で3月20日(金)までに以下のものを提出する
 - ・企業協賛の内容
 - ・協賛物(企業の広告や商品などの物品)の実物もしくは画像・写真
 - ・「企業協賛に関する誓約書」

◎企業協賛においてできること

【団体が企業から受けることができる協賛】

- ・ 企画のビラやパンフレット等を作成する際、広告掲載料や作成料を受け取ること。
- ・ 企画の景品などに使用する物品を受け取ること。
- ・ 企画の中で使用する物品を無償で借りる、受け取ること。
- ・ 企画運営を行う際に必要な資金を提供していただくこと。

【企業が協賛の対価として行えること】

- ・ 企業名の公表(ビラ、ポスター、HP、SNS などにおける掲載)
- ・ 企画内での紹介
※ただし、企業の方が企画に出演し、企業の宣伝等を行うことは禁止とする。
- ・ 企画内で使用・配布する商品の展示
- ・ 企画の情宣や団体の勧誘がメインになっているポスターへの広告掲載
- ・ 賞品としての企業商品サンプルの配布

【企業協賛における禁止事項】

- ・ アンケートの実施(ただし、特別事業部が許可し、企業協賛の効果をはかるものかつ、対象を企画参加者のみとする場合は、例外として認める)
- ・ 営利目的の行為(学内での物品の販売や契約行為など)
- ・ 企業関係者が企画に出演し、企業の宣伝等を行うこと
- ・ 企業ブースの出展(企業のための構内の一定の場所)の提供
- ・ 全ての職種における求人広告の掲載や求人活動
- ・ 不動産広告の掲載(ただし、企業名のみ的情宣は可能とする)
- ・ 企業広告の許容範囲を超えた広告物(下記参照)

- ・企業の制服を学生が着ること(ただし、企業の服ではない衣装を借りることは可能とする)
- ・企業関係者の入構
- ・その他特別事業部が不適切であると判断したこと

【広告掲載の具体的な許容範囲について】

ポスター・ビラ	片面→1/2 未満 両面→全体の 1/2 未満 ※片面全面掲載は不可
パンフレット	全体の 1/2 未満かつ、表表紙、裏表紙自体の 1/2 未満
ポケットティッシュ	全体の 1/2 未満 ※印刷などデザインを施した部分を全体とする。 ※ビラ等を入れる場合もポケットティッシュの規定通りとする
映像(静止画)	全体の 1/4 以下
映像(動画)	放映時間が 30 秒以下 →全体の 1/5 秒以下 (30 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。) * 動画中に静止画が表示される場合 →静止画の面積：画面の全面積の 1/4 以下 * 静止画表示中を含めた放映時間が 30 秒以下の 場合

	→全体の 1/5 秒以下 (30 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。)
音声	放送時間が 40 秒以下 →全体の 1/5 秒以下 (40 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。)
上記以外	全体の 1/4 以下

【注意事項】

- ・各団体で、企業協賛について判断のつきにくいものについては新歓実行委員会または特別事業部が判断します。
- ・事前に必ず WEB 申請時に企業協賛をする理由を添えて申請し、「企業協賛に関する誓約書」、企業協賛の内容と協賛物(企業の広告や商品などの物品)の実物もしくは画像・写真をメールにて、PDF 形式で 3 月 20 日(金)までに提出して下さい。
※企業協賛が許可されていない場合は配布・展示ができません。
- ・企業協賛によって企画における学生の自主性を損なう場合や、企画が学生活動の枠を大きく超える規模に達すると特別事業部が判断した場合は協賛を認めないことがあります。
- ・企業協賛を行うことができる団体は、学友会所属団体のみとします。
- ・配布物については必ず入稿前・作成前に特別事業部へ見本を提出し、許可を得て下さい。
※見本提出の際、広告量が上記の許可範囲以下であっても、営利色が強いと特別事業部が判断した場合は注意・警告を行うことがあります。
- ・映像・音声に関しては、事前にデータをメールで提出し、特別事業部に相談して下さい。
- ・企業が作成したビラなどの配布・掲載は禁止します。
- ・ベンチャー企業・産学共同プロジェクトについても企業協賛に含まれます。

上記の規定を違反した場合は、出展の取り消しなどの厳しい措置をとる場合があります。

<チェックリスト>

出展 WEB 申請から出展までに提出が必要な書類や、参加が必須となっているガイダンスについてまとめてあります。この項目に書かれていることを忘れてしまうと出展することができません。詳しい内容について該当ページを確認し、忘れずに行うようにしてください。

○抽選まで

WEB 申請 p2~3

当選結果確認 p5

○抽選結果送信後

公式 LINE 追加、団体名と氏名送信 p6

誓約書提出(全団体) p6

ガイダンス出席(全団体) p7

出展者名簿提出(全団体) p7

ビラ提出(希望団体) p8

企業協賛に関する誓約書提出(希望団体) p20~23

○出展当日の持ち物 p9

ブース責任者(副責任者)の学生証

出展者名簿(提出時から変更がある場合)

お問い合わせ先

info@r-circle.net

KIC サークルブース企画担当者

※KIC サークルブース企画に関するお問い合わせは
抽選結果送信日（3/6 12：00）まで上記メールアドレス
で受け付けます。

メールでのお問い合わせの際には、必ず
件名に「KIC サークルブース企画」を含めてください。
内容には団体名・問い合わせをした人の氏名を明記して
ください。

※抽選後のお問い合わせについては、抽選結果メールに記
載する公式 LINEにて受け付けます。

よろしく願いいたします。